

# 兵庫県公報

令和3年10月15日 金曜日 第251号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○ 保安林の指定及び解除予定（豊かな森づくり課）	1
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 保安林の指定の予定通知（同）	3
○ 保安林の指定施業要件の変更予定（同）	3
<b>公 告</b>	
○ 大規模小売店舗の廃止に関する届出（都市計画課）	4
○ 落札者等の公示（会計課）	4
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	4
○ 同 上（中播磨県民センター）	5
<b>労働委員会公告</b>	
○ 兵庫県労働委員会あっせん員候補者の氏名、履歴等	5
<b>教育委員会公告</b>	
○ 入札公告（県立姫路工業高等学校）	7

## 告 示

### 兵庫県告示第1090号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項及び第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定及び保安林の指定の解除をする予定である。

令和3年10月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

#### 1 解除

- (1) 解除予定保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区原字阿シ谷516（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 解除の理由  
指定理由の消滅

#### 2 指定

- (1) 保安林予定森林の所在場所  
1の(1)に同じ。
- (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
  - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1091号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項及び第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定及び保安林の指定の解除をする予定である。

令和3年10月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

**1 解除**

- (1) 解除予定保安林の所在場所  
美方郡新温泉町千原字坂本1174（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 解除の理由  
指定理由の消滅

**2 指定**

- (1) 保安林予定森林の所在場所  
1の(1)に同じ。
- (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1092号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項及び第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定及び保安林の指定の解除をする予定である。

令和3年10月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

**1 解除**

- (1) 解除予定保安林の所在場所  
美方郡新温泉町春來字横尾578の38から578の44まで、578—47
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 解除の理由  
指定理由の消滅

**2 指定**

- (1) 保安林予定森林の所在場所  
1の(1)に同じ。
- (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法

- (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1093号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年10月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
多可郡多可町八千代区大和字中所1327の1から1327の4まで、字東谷1328の1から1328の5まで、1328の7から1328の18まで、字永坂1329の1、1329の2、1329の4、1329の6、1329の10から1329の23まで、1330から1339まで、1341の1、1342の1、1345、1348
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字中所1327の1・1327の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字東谷1328の2・1328の4・1328の5・1328の18（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、字永坂1329の1・1329の4・1329の6（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1342の1、1348
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、北播磨県民局加東農林振興事務所及び多可郡多可町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1094号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和3年10月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町香住区畑字白ス831の3、831の4
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

**大規模小売店舗の廃止に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

令和3年10月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ダイエー川西店  
所在地 川西市多田桜木一丁目1番1号
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
11,503平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
0平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日  
令和3年10月末日
- 5 届出年月日  
令和3年9月16日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年10月15日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 落札に係る役務の名称及び数量  
兵庫県電子納付システム整備委託業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県出納局会計課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和3年9月29日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西 大阪市北区堂島3丁目1番21号
- 5 落札金額  
59,400,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和3年8月17日



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年10月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
高砂市米田町米田字下馬場崎871番3、871番4、871番6、871番7、871番8、900番3の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
高砂市百合丘30番地の2  
三幸殖産株式会社 代表取締役 福島順史
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和3年8月23日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-24-3号（2高砂）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年10月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
相生市矢野町真広字乙式町田54番4、1028番の一部、1029番の一部、1030番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
東京都品川区大崎一丁目11番2号  
株式会社ローソン 代表取締役 竹増貞信
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和3年9月13日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-14-2号（2相生）

**労働委員会公告**

**兵庫県労働委員会あっせん員候補者の氏名、履歴等**

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、令和3年10月1日現在における兵庫県労働委員会あっせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり公告する。

令和3年10月15日

兵庫県労働委員会

会長 米田耕士

氏名	履歴	委嘱年月日
浅田修宏	兵庫県労働委員会公益委員 弁護士	令和3年10月1日
大内伸哉	兵庫県労働委員会公益委員 神戸大学大学院法学研究科教授	平成19年8月2日
岡秀次	兵庫県労働委員会公益委員 元公益財団法人神戸いきいき勤労財団シルバー人材センター 北区センター所長	令和元年9月26日
関根由紀	兵庫県労働委員会公益委員（会長代理） 神戸大学大学院法学研究科教授	平成23年8月18日
林亜衣子	兵庫県労働委員会公益委員 弁護士	平成30年4月12日

余田大造	兵庫県労働委員会公益委員 元株式会社サンテレビジョン常勤監査役	令和3年10月1日
米田耕士	兵庫県労働委員会公益委員(会長) 弁護士	平成19年8月2日
安楽雅枝	兵庫県労働委員会労働者委員 UAゼンセン兵庫県支部次長	令和3年10月1日
奥村比左人	兵庫県労働委員会労働者委員 三菱重工グループ労働組合連合会神船地区本部顧問	平成27年9月8日
尾野哲男	兵庫県労働委員会労働者委員 JAMオークラ輸送機労働組合組合長	平成29年9月26日
那須健	兵庫県労働委員会労働者委員 関西電力労働組合特別執行委員	平成23年8月18日
長谷川尚吾	兵庫県労働委員会労働者委員 日本製鉄広畑労働組合組合長	令和3年10月1日
服部圭司	兵庫県労働委員会労働者委員 全日本自治団体労働組合兵庫県本部特別執行委員	平成25年8月27日
森山政行	兵庫県労働委員会労働者委員 山陽電気鉄道労働組合執行委員長	令和3年10月1日
河野忠友	兵庫県労働委員会使用者委員 カワノ株式会社代表取締役社長	平成29年9月26日
白石順	兵庫県労働委員会使用者委員 株式会社サージ・コア顧問	令和元年9月26日
武井宏之	兵庫県労働委員会使用者委員 学校法人武井育英会育英高等学校理事	令和3年10月1日
坪田一夫	兵庫県労働委員会使用者委員 姫路経営者協会相談役	平成29年9月26日
林直樹	兵庫県労働委員会使用者委員 兵庫県経営者協会専務理事	令和3年10月1日
吉田達樹	兵庫県労働委員会使用者委員 日清鋼業株式会社顧問	平成25年8月27日
和田直哉	兵庫県労働委員会使用者委員 近畿工業株式会社社長	平成25年8月27日
大原義弘	前兵庫県労働委員会公益委員	平成29年9月26日
滝澤功治	前兵庫県労働委員会公益委員	平成9年7月2日
熊野隆夫	前兵庫県労働委員会労働者委員	平成25年8月27日

曾 我 一 樹	前兵庫県労働委員会労働者委員	平成27年2月5日
福 永 明	前兵庫県労働委員会労働者委員	平成23年8月18日
草 薙 信 久	前兵庫県労働委員会使用者委員	平成23年8月18日
村 元 四 郎	前兵庫県労働委員会使用者委員	平成21年8月3日
大 西 稔	兵庫県労働委員会事務局長	平成30年4月12日
近 藤 史 夫	兵庫県労働委員会事務局次長兼総務調整課長	令和2年4月23日
三 宅 ゆかり	兵庫県労働委員会事務局審査課長	令和2年4月23日

教育委員会公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和3年10月15日

契約担当者

兵庫県立姫路工業高等学校長 三輪 智 英

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

ガスクロマトグラフ質量分析計（設置工事等）他一式

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和4年3月31日（木）

(4) 納入場所

県立姫路工業高等学校（詳細は仕様書に記載のとおり）

姫路市伊伝居600番地1

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていな

い者であること。

- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

### 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

- (1) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒670-0871 姫路市伊伝居600番地1

兵庫県立姫路工業高等学校 事務室 担当 浅野

電話 (079) 284-0111 F A X (079) 284-0112

- (2) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和3年10月15日(金)から同月25日(月)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日を除く。以下「県の休日」という。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 入札・開札の日時及び場所

令和3年11月12日(金) 午前10時 兵庫県立姫路工業高等学校

- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、令和3年11月11日(木)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

### 4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品について、同等品で応札する場合には次により書類を提出すること。

#### ア 受付期間

令和3年10月18日(月)から同月29日(金)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

#### イ 受付場所

前記3(1)に同じ。

#### ウ 提出書類

仕様確認申込書及びカタログ等の仕様を確認できる書類

#### エ 提出方法

持参、郵送又はF A Xにより提出すること。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

### 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)の100分の5以上の額の入札保証金を令和3年11月10日(水)午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うこと。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されている



こと。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和3年11月19日（金）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Miwa Tomohide, Principal of Hyogo Prefectural Himeji Technical High School

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

1 set of Gas chromatograph mass spectrometer (installation works), etc

(3) Delivery period: March 31, 2022

(4) Delivery location:

Hyogo Prefectural Himeji Technical High School (details are described in the specification)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 October 25, 2021

(6) Deadline for tender:

10:00 November 12, 2021 by direct delivery

17:00 November 11, 2021 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Ms. Asano, School Office, Hyogo Prefectural Himeji Technical High School

600-1 Idei, Himeji, Hyogo 670-0871

TEL (079) 284-0111

FAX (079) 284-0112